

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	東光いつも笑顔で世代間交流実行委員会
2 事業の名称	東光いつも笑顔で世代間交流事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	東光地区市民委員会、東光地区社会福祉協議会、東光地区民生委員児童委員協議会、日本スポーツウエルネス吹矢協会が中心となって、地域住民に多世代参加型の健康づくりの場を提供することで、健康に関する意識の向上及び多世代交流を促し、住みよい地域づくりに貢献することを目的とする。	
4 事業内容	<p>主に東部住民センター大会議室を使い、スポーツ吹矢を中心とした軽スポーツを行うことで、参加者が親睦を深めながら、体力増強に努め、高齢になっても地域から孤立せず生活できる環境づくりに貢献する。また、室内ウォーキングなども状況により取り入れ、参加者の満足度を高める予定である。</p> <p>なお、本事業は実行委員会と一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会との共催事業である。</p> <p>※ 新型コロナウイルスの状況等により、軽スポーツの種目については変更となる可能性がある。</p> <p>1 実施日時 令和4年6月～令和5年3月まで毎月2回 午前9時～12時を予定</p> <p>2 実施場所 東部住民センター</p>	
5 事業期間	令和4年6月5日から令和5年3月31日まで	

収 支 予 算 書

事業の名称	東光いつも笑顔で世代間交流実行委員会
団体名	東光いつも笑顔で世代間交流事業

1 収入の部 (単位:円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	50,000円	地域まちづくり推進事業補助金
合 計	50,000円	

2 支出の部 (単位:円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗品費	36,300円	36,300円	スポーツ吹矢用品, アルコール除菌液等の衛生用品他
使用料	13,700円	13,700円	東部住民センター大会議室 (午前) 550円×20回=11,000円 暖房料 270円×10回=2,700円
合 計	50,000円	50,000円	

【東光いつも笑顔で世代間交流実行委員会名簿】（役員以外は五十音順 敬称略）

役 員	氏 名	よ み が な	所 属 団 体
会長	玉田 昌嗣	たまだ まさつぐ	東光地区市民委員会 東光まちづくり推進協議会委員
副会長	宮井 隆	みやい たかし	東光地区市民委員会
会計	三箇 道雄	さんが みちお	東光地区社会福祉協議会
監査	玉置 明慧	たまき あきえ	東光地区民生委員児童委員協議会
	田中 克己	たなか かつみ	日本スポーツウエルネス吹矢協会 上級公認指導員

東光いつも笑顔で世代間交流実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、東光いつも笑顔で世代間交流実行委員会(以下「委員会」という。)と称し、事務局は会長宅に置く。

(目的)

第2条 委員会は、東光地域において多世代参加型の健康づくりの場を提供することで、地域住民の健康に関する意識の向上及び多世代交流を促し、住みよい地域づくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 東光地域の市民委員会及び社会福祉協議会の会員など地域活動等をしている者。
- (2) 東光地域内に居住、勤務又は事業活動等をしている者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

(役員職務)

第6条 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計事務を担当する。
- 4 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第8条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 3年 6月24日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第8条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。